

石川県復旧・復興建設工事共同企業体の運用に関するQ&A

令和6年3月26日
石川県土木部監理課

このQ&Aは、石川県復旧・復興建設工事共同企業体の運用に関する要綱、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル等の関係規定をもとに、石川県復旧・復興建設工事共同企業体の運用について整理したものです。

他機関における取扱い等については、当該機関に確認してください。

- 問1 復旧・復興建設工事共同企業体とは何ですか。
- 問2 復旧・復興JVが対象となる工事は何ですか。
- 問3 どのように復旧・復興JVを結成するのですか。
- 問4 構成員の要件は何ですか。
- 問5 主任技術者や監理技術者の配置要件はどのようになっていますか。
- 問6 復旧・復興JVとして入札に参加するために必要な書類は何ですか。
- 問7 復旧・復興JVとして入札参加資格確認申請や入札をするために、JV名義のICカードを取得する必要がありますか。
- 問8 復旧・復興JVとして入札参加資格確認申請する際、電子入札システム上、注意することはありますか。
- 問9 構成員は、複数の復旧・復興JVの構成員になることができますか。
- 問10 復旧・復興JVで入札に参加する場合、総合評価はどうなりますか。
- 問11 復旧・復興JVの構成員は特定建設業の許可が必要ですか。

- 問 12 復旧・復興 J V の有効期間はいつまでですか。
- 問 13 復旧・復興 J V の代表者の業務にはどのようなものがありますか。
- 問 14 復旧・復興 J V の専任を要しない監理技術者等（監理技術者又は主任技術者）が兼務可能な工事の件数は何件ですか。
- 問 15 復旧・復興 J V の代表者以外の構成員の職員を現場代理人として配置することは可能ですか。

問1 復旧・復興建設工事共同企業体とは何ですか。

大規模災害時において、被災地域では、通常時と比べ、工事需要が著しく大きくなり、被災地域の企業単体のみでは、技術者の不足等により復旧・復興工事を十分に施工できないおそれがあります。

このため、被災地域の企業が被災地域外の建設企業と共同し、不足する技術者等を補うことで、その施工力を強化するために結成される共同企業体を復旧・復興建設工事共同企業体（以下、「復旧・復興JV」という。）といいます。

問2 復旧・復興JVが対象となる工事は何ですか。

復旧・復興JVが対象となる工事は、以下の要件を満たすもので、入札公告において定められます。

なお、復旧・復興JVが参加可能な入札には、単体企業も参加が可能です。

- ① 令和6年4月1日以降に公告する案件であること。
- ② 令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事であること。
- ③ 工事場所が奥能登土木総合事務所管内であること。
- ④ 予定価格が原則1億円以上3億円未満であること。
- ⑤ 特定建設工事共同企業体のみを対象とする工事でないこと。

問3 どのように復旧・復興JVを結成するのですか。

復旧・復興JVは、工事毎に自主結成するものとし、構成員の数は2者（代表者と代表者以外の構成員）です。

問4 構成員の要件は何ですか。

復旧・復興JVの構成員の要件は以下のとおりです。

<共通要件>

- ① 対象工事の業種について、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づく入札参加資格の確認を受けた者であること。
- ② 対象工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- ③ 各構成員の出資比率が30%以上であること。（代表者の出資比率が最大である必要はありません。）

<代表者の要件>

- ① 奥能登土木総合事務所管内に本社又は本店を有すること。
- ② 対象工事の業種における格付（石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱別表第1に掲げるものをいう。）がA等級であること。
- ③ 対象工事の業種について、入札公告に定める一定の施工実績があること。

<代表者以外の構成員の要件>

- ① 奥能登土木総合事務所管内を除く県内に本社又は本店を有すること。
- ② 対象工事の業種における格付がA等級であること。

問5 主任技術者や監理技術者の配置要件はどのようになっていますか。

復旧・復興JVは、全ての構成員が、監理技術者等（監理技術者又は主任技術者）を配置する必要があります。

なお、いずれか一方の構成員が監理技術者等を専任で配置する場合、他方の構成員が配置する主任技術者（監理技術者は除く。）の専任は不要です。

問6 復旧・復興JVとして入札に参加するために必要な書類は何ですか。

復旧・復興JVを結成し、対象工事の入札に参加しようとする者は、以下の①～②のほか、入札公告に定めるものを指定された期日までに発注者に提出してください。

- ① 「入札参加資格確認申請書（復旧・復興建設工事共同企業体）」
（石川県復旧・復興建設工事共同企業体の運用に関する要綱 様式第1号）

- ② 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書」
（石川県復旧・復興建設工事共同企業体の運用に関する要綱 様式第2号）

問7 復旧・復興JVとして入札参加資格確認申請や入札をするために、JV名義のICカードを取得する必要がありますか。

JV名義のICカードは不要です。

復旧・復興JVとして入札参加資格確認申請や入札をする際は、代表者名義のICカードを使用してください。

問8 復旧・復興JVとして入札参加資格確認申請する際、電子入札システム上、注意することはありますか。

電子入札システムで入札参加資格確認申請をする際は、下図のとおり参加資格確認申請画面でチェックボックスにチェックを入れ、復旧・復興JV名を入力してください。

2013年07月25日 15時12分 CALS/EC 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能 説明要求 ヘルプ お問い合わせ

2013年07月25日

競争参加資格確認申請書

〇〇県(新)土木部長
新)契約担当官
新)入札公告に示すとおり 殿

下記の調達案件に関する競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。
記

1. 調達案件番号 2200000010001020130283-00
2. 調達案件名称 富士通(バス)補修工事
3. 履行期限

(提出者)

JV参加	<input checked="" type="checkbox"/>
企業ID	220000000000000030
企業名称	富士通地質測量設計株式会社
企業体名称	<input type="text"/>
郵便番号	
住所	
代表者氏名	富士通 大地
代表電話番号	03-0000-0000
代表FAX番号	03-0000-0000
部署名	●●部署
商号(連絡先名称)	●●連絡先
連絡先氏名	●● 次郎
連絡先住所	●●代表市1丁目
連絡先電話番号	03-0000-0000
連絡先E-Mail	morimeke.satoshi@np.css.fujitsu.com

①チェックを入れる

②復旧・復興JV名を入力
(〇〇・〇〇復旧・復興建設工事共同企業体)

問9 構成員は、複数の復旧・復興JVの構成員になることができますか。

複数の復旧・復興JVの構成員になることは可能です。

ただし、同じ工事の入札において、同一業者が、複数の復旧・復興JVの構成員あるいは単体企業として参加することはできません。

問 10 復旧・復興 J V で入札に参加する場合、総合評価はどうなりますか。

復旧・復興 J V が対象となる工事の入札では、総合評価は技術提案を省略した「評価簡易型」で行います。

また、復旧・復興 J V で入札に参加する場合、評価項目ごとに評価対象者が異なりますので、以下のページをご確認ください。

総合評価（評価簡易型）について

「石川県建設工事総合評価方式について」

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/sougouhyouka22_9.html

「石川県建設工事総合評価方式の改正について」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/documents/r6henkou.pdf>

「評価基準（提案型、評価 I 型、評価 II 型、評価簡易型）」

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/documents/r6hyoka_kijun.pdf

復旧・復興 J V の評価対象者について

「総合評価方式について、よくある質問（FAQ）」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/documents/r6faq.pdf>

→ 「Q 復旧・復興 J V で入札に参加する場合、総合評価の評価対象を分かりやすく教えて欲しい。」をご確認ください。

問 11 復旧・復興 J V の構成員は特定建設業の許可が必要ですか。

下請代金の合計が 4, 5 0 0 万円以上（建築一式工事は 7, 0 0 0 万円以上）となる場合は、特定建設業の許可を有する構成員が監理技術者を配置する必要があります。

なお、この場合、他方の構成員は主任技術者（専任は不要）を配置すれば良く、特定建設業の許可は不要です。

問 12 復旧・復興 J Vの有効期間はいつまでですか。

協定書の目的の工事を請け負った場合は、契約履行後 3 ヶ月以上経過後に解散するまでの期間有効です。

当該工事を請け負うことができなかった場合は、当該工事の請負契約が締結した日に解散するものとします。

(復旧・復興建設工事共同企業体協定書 第 4 条)

問 13 復旧・復興 J V の代表者の業務にはどのようなものがありますか。

企業体の代表者の業務については、以下のものが想定されます。

【代表者が権限を有する事項】（協定第 7 条）

（代表者としてその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで実施）

- ・発注者及び監督官庁等との折衝
- ・入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結
- ・請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領
- ・当企業体に属する財産の管理

【取引金融機関の開設】（協定第 11 条）

- ・企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引

【代表者が中心となって構成員全員で協議のうえ決定するもの】

- ・運営委員会（構成員全員で構成し、組織及び編成並びに工事の施工に関する事項、資金管理方法、取引業者の決定、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定）の開催（協定第 9 条）
- ・決算、利益金の配当、欠損金の負担（協定第 12 条、第 13 条、第 14 条）
- ・協定書に定めのない事項（運営委員会で決定）（協定第 19 条）

なお、取引業者との契約や、労災保険・建退共等の対応等については、運営委員会で決定のうえ、少なくとも企業体の代表者名義により締結等する必要があります。

問 14 復旧・復興 J V の専任を要しない監理技術者等（監理技術者又は主任技術者）が兼務可能な工事の件数は何件ですか。

復旧・復興 J V が受注する工事において、いずれか一方の構成員が監理技術者等を専任で配置する場合、他方の構成員が配置する主任技術者（監理技術者は除く。）の専任は不要です。

この専任を要しない主任技術者は、他の専任を要しない工事のみを兼務する場合は、各工事現場の職務を誠実に行うことが可能な範囲に限り、複数の工事現場の兼務が可能であり、件数に制限はありません。（但し、専任が必要な工事を含めて兼務しようとする場合は、兼務の申請をした上で、3 件まで兼務可能となります。）

問 15 復旧・復興 J V の 代表者以外 の構成員の職員を現場代理人として配置することは可能ですか。

J V においては、現場代理人は、基本的には代表者の職員を配置すべきですが、代表者以外の構成員の職員を現場代理人として配置しても差し支えありません。

なお、県への現場代理人の選任の届出は、代表者が行う必要があります。